

平成十九年十月十六日受領
答弁第九五号

内閣衆質一六八第九五号

平成十九年十月十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員佐々木憲昭君提出国立大学法人・名古屋工業大学二部（夜間部）における大幅な定員削減問題
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐々木憲昭君提出国立大学法人・名古屋工業大学二部（夜間部）における大幅な定員削減問題に関する質問に対する答弁書

一の（一）について

文部科学省としては、勤労学生を含む社会人の高等教育を受ける機会を充実することは、現在においても、重要であると考えている。

一の（二）の①について

高等教育に対する様々な需要に対応し、幅広い年齢層の人々に積極的に開かれ、これらの人々に多様で柔軟な学習機会を提供していくことが求められているという考え方は、現在においても、変わりはない。

一の（二）の②について

御指摘の答申の記述は、雇用形態に関係なく、勤労青年を含めた幅広い年齢層の人々に多様で柔軟な学習機会を提供していくことが求められているという考え方を述べたものである。

一の（三）の①について

文部科学省としては、雇用形態に関係なく、勤労青年を含めた幅広い年齢層の人々に多様で柔軟な学習

機会を提供していくことが重要であると考えているが、どのような者を対象にどのような学習機会を提供すべきかについては、高等教育に対する様々な需要を総合的に勘案して、各大学が自主的・自律的に判断した結果を尊重すべきものと考えている。

国立大学法人名古屋工業大学（以下「名工大」という。）においても、名工大に対して様々な高等教育の需要があることを踏まえて、工学部第二部（以下「第二部」という。）の入学定員を縮減する一方で、第二部における教育方法の充実を図るとともに、大学院における社会人の受入れの拡充等を図る方針であると承知している。

一の（三）の②について

文部科学省としては、勤労学生を含む社会人の高等教育を受ける機会を充実することは、現在においても、重要であると考えている。

二の（一）について

厚生労働省としては、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき労働時間等設定改善指針（平成十八年厚生労働省告示第百九十七号）において、事業

主は、大学等への通学等労働者が主体的に行う職業能力開発を支援することの重要性を踏まえ、始業・終業時刻の変更、時間外労働の制限等労働者が自発的な職業能力開発を図ることができるような労働時間等の設定を行うこととともに、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第十二条の六において、使用者は、教育を受ける者を変形労働時間制により労働させる場合には、当該者が教育を受けるために必要な時間を確保できるような配慮をしなければならぬこととし、集団指導等の機会を通じてこれらの周知徹底を図っているところである。

また、高校生の就職支援については、全国の公共職業安定所に若年者ジョブサポーターを配置し、生徒の希望を踏まえた個別の職業相談等を実施しているところである。

さらに、勤労青少年に対する職業及び生活に関する支援については、勤労青少年ホームを活用した相談等を実施しているところである。

二の（二）について

能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者を支援することを目的とした制度及び施策としては、各種の奨学金事業及び各大学が実施する授業料免除等があり、引き続き支援に努めてまいりた

い。

二の（三）について

名工大においては、名工大に対して様々な高等教育の需要があることを踏まえて、第二部の入学定員を縮減する一方で、第二部における教育方法の充実を図るとともに、大学院における社会人の受入れの拡充等を図る方針であると承知している。

三の（一）について

名工大における第二部の在り方については、かねてから学内で検討がなされてきたところと承知しているが、その具体的内容について、平成十九年一月、文部科学省に説明があり、その後数回の説明を経て、同年六月下旬に第二部の入学定員の縮減を含む概算要求書が文部科学省に提出された。

また、名工大からは、第二部の入学定員の縮減等の計画について、同年七月三日に公表し、学生掲示板等を通じ学生にも周知を図るとともに、これまで同月二十五日、同年十月二日及び同月十日に学生に対する説明会を開催したと聞いている。

三の（二）について

名工大から文部科学省に対し、第二部の在り方について、その廃止案も含む検討状況の説明があつたが、その後、名工大における検討の結果として、平成十九年六月下旬に第二部の入学定員の縮減を含む概算要求書が文部科学省に提出されたものと承知している。

三の(三)について

名工大においては、名工大に対して様々な高等教育の需要があることを踏まえて、第二部の入学定員を縮減する一方で、第二部における教育方法の充実を図るとともに、大学院における社会人の受入れの拡充等を図る方針であると承知している。文部科学省としては、このような名工大が自主的・自律的に判断した結果を尊重すべきものと考えている。